

## 長野原町地域おこし協力隊募集要項

**大自然豊かな高原！  
長野原町で酪農業をサポートする仕事に従事  
してみませんか？**

**男女は問いません！！！！**

**意欲的に働ける方を募集します。**

長野原町は、群馬県の西北部に位置し、嬭恋村、草津町、長野県軽井沢町に接しています。町域は東西12km、南北18km、総面積は133.85km<sup>2</sup>で、南北に細長い地形と高低差が約1000mもあることから、多彩な自然があふれており、浅間山北麓ジオパークとして認定されました。このように自然豊かな地域で、およそ30件の酪農家が、約4000頭を乳牛を飼育しています。

この地で多くの酪農家の方から技術や知識を教えてもらいながら、酪農業をお手伝いする仕事です。

地域おこし協力隊終了後の就農等についてもサポートします。

是非、この大自然の中で一生懸命働きながら、酪農業の魅力を見つけて下さい。

沢山の応募をお待ちしております。

# 募 集 概 要

<p>1, 業務概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務概要</li> </ul> <p>以下の通り、酪農業に関する業務に従事していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酪農ヘルパー業務&lt;通年&gt;</li> <li>・多忙時 農作業応援&lt;通年&gt;</li> <li>・各種畜産関係イベント運営</li> </ul> <p>※町文化祭の畜産部出店、各種共進会等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日報等、業務記録作成</li> <li>・その他、畜産振興に関する業務</li> </ul>
<p>2, 募集対象</p>	<p>① 3大都市圏の都市地域<sup>*1</sup>、または地方都市（条件不利地域<sup>*2</sup>を除く） にお住まいで、活動期間中、長野原町に住民登録を異動することができる方</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>※1 「3大都市圏の都市地域」とは 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。</p> <p>※2 「条件不利地域」とは 次のA～Gのいずれかの対象地域、指定地域を有する市町村をいう。 A, 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎含む） B, 山村振興法      C, 離島振興法      D, 半島振興法 E, 奄美群島振興開発特別措置法 F, 小笠原諸島振興開発特別措置法 G, 沖縄振興特別措置法</p> </div> <p>② 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地方公務員法抜粋 （欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</li> <li>四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者</li> <li>五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li> </ol> </div> <p>③ 心身ともに健康で、町内農業者等と協力しながら業務に取り組むことができる方</p> <p>④ 普通自動車運転免許を有し、日常的に運転している方</p> <p style="padding-left: 20px;">※日常生活を送る上で自動車が必要です。自家用車をお持ちの方は持ち込みも可能です。</p> <p>⑤ 平成11年4月1日以前に生まれた方。</p>

3, 募集人員	5名
4, 勤務地	長野原町大字応桑、北軽井沢地区 事務所：JAあがつま 畜産センター北軽 (群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1990-203)
5, 雇用形態 及び期間	①長野原町嘱託職員（非常勤特別職）として、町長が委嘱します。 ②雇用期間は、委嘱の日から1年間します。 ※最長3年間まで、任用を更新する場合があります。 ③地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても、その職を解くことができるものとします。
6, 勤務日 勤務時間 休日	①原則週休2日とします。 ②管理者の指示のもと1日7時間労働とします。 ③業務依頼によっては、勤務時間や休日が不規則となる場合があります。 ④時間外勤務をお願いする場合があります。
7, 報酬	①月額160,000円（ただし12月から3月は170,000円とする） ②規定による時間外勤務手当を北軽井沢応桑酪農部より支給します。 ③技術力の向上に伴い、北軽井沢応桑酪農部より別途手当を支給いたします。
8, 処遇及び 福利厚生	①健康保険（社会保険）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入します。 ②自動車は必要に応じて貸与します。 ③住居の家賃は町で負担します。それ以外の住居にかかる費用（共益費、テレビ受信料、インターネット接続料、電話料等）は個人負担となります。 ④ガソリン代、携帯電話料金等の費用は、活動費として月額40,000円を越えない範囲で支給します。 ⑤隊員研修等、職務命令での出張については、長野原町の旅費規定により旅費を支給します。 ⑥その他、町長が必要と認めた経費については支給します。 ⑦必要に応じて、北軽井沢応桑酪農部が、各種資格＜大型特殊車両運転免許等＞の取得を支援いたします。
9, 休暇	①有給休暇は、長野原町臨時的任用職員の休暇に関する規程により付与します。
10, 定住支援等	任用期間満了後、当町に居住して就農等をされる場合は、あがつま農協が相談に応じます。
11, 応募方法	◆提出書類

	<p>①申込用紙（指定様式）※町ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>②市町村が証明した活動期間を明らかにする書類（任意様式*<sup>3</sup>）</p> <p>※3長野原町以外の市町村で地域おこし協力隊として2年以上活動し、解嘱から2年以内の方のみ提出してください。</p> <p>◆申込受付期間</p> <p>平成29年8月1日から平成29年9月30日まで（*当日の消印有効）</p> <p>なお、提出いただいた書類は返却しません。</p>
12, 選考方法	<p>①第1次選考</p> <p>書類選考結果を平成29年10月10日までに、応募者全員に文書で通知します。</p> <p>②第2次選考</p> <p>第1次選考合格者を対象に、町長及び北軽井沢応桑酪農部役員等による面接を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考日：平成29年10月21日（土） 午前10時00分 集合</li> <li>・場 所：長野原町役場 （群馬県吾妻郡長野原町長野原66-3）</li> </ul> <p>※面接選考のために必要な交通費等は、個人負担とします</p> <p>③最終選考結果報告</p> <p>選考結果は平成29年11月2日までに、面接参加者全員に文書で通知します。</p> <p>④委嘱、着任は平成30年4月1日となります</p> <p>（上記期日より早期に着任できる場合は、対応させていただきます。）</p>
13, 問い合わせ及び応募先	<p>&lt;応募先&gt;</p> <p>〒377-1304</p> <p>群馬県吾妻郡長野原町長野原66-3</p> <p>長野原町役場 企画政策課</p> <p>&lt;お問い合わせ先&gt;</p> <p>長野原町役場 産業課 農林係 担当：浅井</p> <p>TEL 0279-82-3013 FAX 0279-82-3115</p> <p>メール t-nakamura@town.naganohara.gunma.jp</p>
14, その他	<p>応募用紙、募集要項等については、お問い合わせ頂ければ、郵送で送らせていただきます。</p>